

業務仕様書

1. 業務名

「千年のかくれんぼ」ブランド情報発信事業

2. 事業の概要

「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」では、ブランドコンセプト「千年のかくれんぼ」を活かした観光戦略を進めるため、これまで「コンセプトブック」及び「コンセプト映像」を作成し、営業用プロモーションツールとして一定の評価を得ている。しかしながら、ウェブサイトやスマートフォンアプリから直接、自分が欲しい観光情報を検索するユーザーに対しての観光PRツールとしては十分活かされていない状況にある。こうしたツールをウェブサイトやスマートフォンアプリで効果的に情報発信できる環境が整っていないこと、にし阿波独自の魅力的なブランドコンセプトを持ちつつも、ユーザーを一瞬で惹きつける訴求力のある情報コンテンツが不足していることが原因と考えられる。

このため、国内外へ向けて効果的な情報発信ができる環境作りのため、スマートフォン用観光情報アプリ及び観光情報ウェブサイトへ新たな「ポータル」を作り、既存素材（コンセプトブックやフォトコンの美しい画像、コンセプト映像の魅力的な動画など）をうまく融合させた、よりインパクトと高いクオリティのある新たな動画コンテンツを作成する。

3. 実施体制

(1) 実施主体：一般社団法人そらの郷

4. 業務内容

(1) スマートフォンアプリ・ウェブサイト対応「三好市観光情報特集ページ」（以下、特集ページ）の制作

スマートフォンアプリ及びウェブサイトで、三好市の魅力的な観光情報を効果的、かつ継続的に情報発信するための新たな「ポータル」作りとして、国内外で評価（閲覧数やユーザー登録数が多く、ユーザーから一定の評価を得ている等）の高いスマートフォンアプリ及びウェブサイトに特集ページを制作し、一般公開を行う。

(2) 動画コンテンツの作成

前記4（1）の特集ページに掲載するための動画コンテンツは次により作成する。

- ① 動画に使用する素材は、実施主体から提供される既存素材（コンセプトブック使用画像、コンセプト映像使用動画）が使用できるほか、必要に応じて、受託事業者の独自素材が使用できるものとする。
- ② 動画は、前記4（2）①による素材をうまく融合させた、インパクトと高いクオリティのある内容で編集し、滞在促進地区のブランドコンセプト「千年のかくれんぼ」と統一感のある内容で表現すること。
- ③ 動画の長さは、90秒程度とする。
- ④ 動画は、字幕やBGMなどを効果的に使用すること。

- ⑤ 動画は、日本語字幕バージョン、英語字幕バージョンの2バージョン作成すること。
- (3) 業務実施報告書の作成
 - ① 前記4(1)、4(2)に係る業務実施報告書を作成すること。
 - ② 前記4(1)の特集ページ掲載後の7日間におけるレポート(クリック数、視聴回数等)を行い、今後の有効な情報発信に向けた課題を検証すること。

5. 成果物

- (1) 業務実施報告書：6部(紙媒体)
- (2) 次のデータを保存したCD-R、もしくはDVD-R：6部
 - ① 業務実施報告書
 - ② 特集ページのページネーションがわかるもの
 - ③ 特集ページに掲載した記事原稿、イラスト、画像、動画

※動画の入稿形式は、アスペクト比を16:9の近似値、形式：Quicktime、AVI、MP4対応、長さ：90秒程度、入稿可能動画サイズ(px)：を1920×1080とする。

6. 成果物の納入期限及び納品場所

納入期限 平成29年3月24日(金)
納品場所 委託者において指示する場所

7. 特記事項

- (1) 見積書には内訳明細を明記すること。
- (2) 業務の施行にあたり、受託者は委託者と十分協議しながら業務を進めること。
- (3) デザインを含む校正要。修正・訂正の諸費用を含むこと。
- (4) イラストを使用する場合は受注者で作成すること。
- (5) 特集ページの公開に係る諸費用を含むこと。
- (6) 広告及び成果品には「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」の名称とロゴマークを入れること。
- (7) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は委託者に帰属する。(成果物の写真、記事、動画などすべての使用権を譲渡すること。委託者による自由な加工、二次使用ができることを要件とする。)
- (8) 成果品の送料及び保管料については受注者の負担とする。
- (9) 業務完了時に納品書を提出すること。検収後に請求書を受理し、支払を行う。
- (10) 発注時に契約書を作成するものとする。
- (11) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8. 期間 契約締結日から平成29年3月24日(金)まで

9. 検収場所 委託者において指示する場所